

## 特定創業支援等事業により支援を受けたことの証明に係る事務の手引き

### 1. 証明書の交付について

- (1) 産業競争力強化法（平成25年12月11日法律第98号。以下「法」という。）第2条第33項に規定する特定創業支援等事業により支援を受けたことの証明は、「経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第7条第1項の規定による証明に関する申請書」（別紙）による申請に対し、市区町村長が証明を行う必要がある。
- (2) 特定創業支援等事業により支援を受けたことの証明に係る事務を円滑に実施するため、証明書の交付に際しては、別紙参考様式を活用する等の方法により、注意事項の周知等が図られることが必要である。

### 2. 証明書の交付対象者について

- (1) 特定創業支援等事業により支援を受けた次の①又は②に該当する者を証明書の交付対象とする。
  - ① 創業を行おうとする者  
事業を営んでいない個人
  - ② 創業後5年未満の者  
事業を開始した日以後5年を経過していない個人又は法人  
※法第2条第31項第1号及び同項第2号、同項第3号、同項第4号に該当する者が対象。
- (2) 証明書の交付対象者は、特定創業支援等事業に係る受講者名簿の照合等による確認により決定する必要がある。

### 3. 特定創業支援等事業により支援を受けたことにより対象となる支援制度について

特定創業支援等事業により支援を受けた者は、以下の支援制度を利用することが可能。

#### (1) 会社設立時の登録免許税の軽減措置について

法第127条第1項及び第128条第1項に規定する創業支援等事業計画の認定を受けた市区町村において会社を設立する場合は、登録免許税の軽減措置を利用することが可能。

- ① 会社設立時の登録免許税の軽減措置が利用できる対象者は、以下のとおりとする。
  - (a) 創業を行おうとする者  
事業を営んでいない個人
  - (b) 創業後5年未満の者  
事業を開始した日以後5年を経過していない個人

※会社法上の発起人かつ会社の代表者となり会社を設立しようとする個人が証明を受ける必要がある。

※既に会社を設立した者が組織変更を行う場合は対象外。

② 登録免許税の軽減措置の内容は、以下のとおりとする。

株式会社又は合同会社は、資本金の0.7%の登録免許税が0.35%に減免される  
(株式会社の最低税額15万円の場合は7.5万円、合同会社の最低税額6万円  
の場合は3万円減免される)。

(2) 信用保証協会による創業関連保証の特例について

無担保、第三者保証人なしの創業関連保証を事業開始の6か月前から利用することが可能。

(3) 日本政策金融公庫による新規開業支援資金の貸付利率の引き下げについて

法第127条第1項及び第128条第1項に規定する創業支援等事業計画の認定を受けた市区町村において会社を設立する場合、新規開業支援資金の貸付利率の引き下げの対象として、同資金を利用することが可能。

#### 4. 証明書の交付事務について

(1) 特定創業支援等事業による支援を行った受講者名簿の保存期間及び当該特定創業支援等事業に係る証明書の交付申請の期限については、各市区町村において定めることができる。

(2) 地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第227条及び第228条の規定に基づき、交付申請者から証明書の交付にかかる手数料の徴収について定めることができる。

(3) 証明書の紛失等のやむをえない理由がある場合と認められる場合には、交付申請者に対し、証明書の再発行を行うことができる。

(4) 創業を行おうとする者又は創業後5年未満の者が各特例の対象になるため、証明書に有効期限を設けることが必要。なお、有効期限は下記の①②③のうち一番早い日付で設定すること。

① 認定創業支援等事業計画の計画期間終了日

② 令和9年3月31日

③ 創業後の者については、税務署受付印が押印された開業届に記載されている開業日から5年を経過しない日

※なお、①②③に定める範囲内において、認定市区町村が独自に有効期限を定めることは可能。

(5) 平成27年度以前(～平成28年3月31日)に交付された証明書の取扱について平成27年度以前に交付された証明書にて、上記3.(1)(2)(3)の特例を受けることは可能とする。但し、証明書の有効期限を過ぎている場合はこの限りでない。

特定創業支援等事業により支援を受けたことの証明に係る事務の手引き（関係法令等）

1. 産業競争力強化法（抜粋）

（定義）

第二条

30 この法律において「創業」とは、次に掲げる行為をいう。

- 一 事業を営んでいない個人が新たに事業を開始すること（次号に掲げるものを除く。）。
- 二 事業を営んでいない個人が新たに会社を設立し、当該新たに設立された会社が事業を開始すること。
- 三 会社が自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに会社を設立し、当該新たに設立された会社が事業を開始すること（中小企業者の行為に限る。）。

31 この法律において「創業者」とは、次に掲げる者をいう。

- 一 前項第一号に掲げる創業を行おうとする個人であって、一月以内（認定創業支援等事業計画（第百二十八条第二項に規定する認定創業支援等事業計画をいう。）に記載された特定創業支援等事業（第三号において「認定特定創業支援等事業」という。）により経済産業省令で定めるところにより支援を受けて創業を行おうとする者にあつては、六月以内）に当該創業を行う具体的な計画を有するもの
- 二 前項第一号に掲げる創業を行った個人であって、事業を開始した日以後五年を経過していないもの
- 三 前項第二号に掲げる創業を行おうとする個人であって、二月以内（認定特定創業支援等事業により経済産業省令で定めるところにより支援を受けて創業を行おうとする者にあつては、六月以内）に当該創業を行う具体的な計画を有するもの
- 四 前項第二号に掲げる創業により設立された会社であつて、その設立の日以後五年を経過していないもの
- 五 前項第三号に掲げる創業を行おうとする会社であつて、当該創業を行う具体的な計画を有するもの
- 六 前項第三号に掲げる創業により設立された会社であつて、その設立の日以後五年を経過していないもの

32 この法律において「創業支援等事業」とは、次の各号のいずれかに該当する事業をいう。

- 一 創業を行おうとする者に対する創業に必要な情報の提供、研修又は創業についての指導若しくは助言、創業者の新たに開始する事業の用に供する工場、事業場、店舗その他の施設の整備並びにこれらの賃貸及び管理その他の取組により創業を支援する事業
- 二 事業を営んでいない個人に対する創業の意義に関する学習の機会を提供するための講座の開設、創業者（前項第二号及び第四号に掲げるものに限る。）の事業の用に供する工場、事業場、店舗その他の施設において職業を体験する機会の提供その他の創業に関する普及啓発を行う事業

33 この法律において「特定創業支援等事業」とは、創業支援等事業（前項第一号に係るものに限る。）のうち、特に創業の促進に寄与するものとして経済産業省令で定めるところをいう。

## 2. 経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（抜粋）

（認定特定創業支援等事業により支援を受けたことの証明）

第七条 法第二条第三十一項第一号若しくは第三号の認定特定創業支援等事業により支援を受けて創業を行おうとする者又は同項第二号若しくは第四号に掲げる者のうち当該支援を受けた者は、当該支援を受けたことについて、当該認定特定創業支援等事業が記載された創業支援等事業計画の認定を受けた市町村の長の証明を受けなければならない。

2 前項の規定により証明を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市町村の長に提出しなければならない。

- 一 証明を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 支援を受けた認定特定創業支援等事業の内容及び期間
- 三 前号の支援を受けて行う事業の内容
- 四 前号の事業の開始時期

## 3. 租税特別措置法（抜粋）

（認定事業再編計画等に基づき行う登記の税率の軽減）

第八十条

1～2 （略）

3 個人が、産業競争力強化法第二百二十八条第二項に規定する認定創業支援等事業計画に係る同法第二百二十七条第一項又は第二百二十八条第一項の認定を受けた市町村（特別区を含む。）の区域内において、当該認定創業支援等事業計画に記載された同法第二条第三十三項に規定する特定創業支援等事業による支援を受けて会社の設立をした場合には、当該会社の設立の登記に係る登録免許税の額は、財務省令で定めるところにより同法の施行の日から令和九年三月三十一日までの間に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる会社の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一 株式会社 当該株式会社の資本金の額に千分の三・五を乗じて計算した金額（当該金額が七万五千円に満たない場合には、申請件数一件につき七万五千円）

二 合同会社 当該合同会社の資本金の額に千分の三・五を乗じて計算した金額（当該金額が三万円に満たない場合には、申請件数一件につき三万円）

## 4. 租税特別措置法施行規則（抜粋）

（認定事業再編計画等に基づき行う登記の税率の軽減を受けるための手続等）

第三十条の二

1～5 （略）

6 法第八十条第三項の規定の適用を受けようとする者は、その登記の申請書に、経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第七条第一項の規定による証明に係る書類で、当該登記に係る会社の設立が産業競争力強化法第二百二十八条第二項に規定する認定創業支援等事業計画に係る同法第二百二十七条第一項又は第二百二十八条第一項の認定を受けた市町村（特別区を含む。）の区域内において同法第二条第三十三項に規定する特定創業支援等事業による支援を受けてされたものであることの記載があるものを添付しなければならない。